平成２４年（フ）第４７４８号
大阪府東大阪市長瀬町１丁目８番Ｄ―37号
破産者　福井　英雄
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７６０号
大阪府東大阪市新家西町13番14号、前住所大阪府東大阪市日下町４丁目４番52号
破産者　シンコーテックこと　平田　信幸
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８１２号
大阪府茨木市玉櫛２丁目31番16号　ヴィラ貴瀬３号館801号
破産者　クラブファッションカフェこと　貴船　直樹
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０１３号
奈良県生駒郡斑鳩町服部２丁目４番13号
破産者　岡山留太郎
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０８２号
大阪府松原市天美我堂６丁目59番地の２、開始決定時の住所大阪府松原市天美南６丁目６番７号
破産者　安川　俊夫
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８５４号
堺市東区日置荘西町１丁13番１―201号、前住所堺市東区引野町１丁75番地２
破産者　焼肉大助こと　井手　雄一
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８７８号
大阪府藤井寺市大井４丁目13番18号
破産者　藤原　健司
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８８７号
大阪府羽曳野市島泉９丁目８番４号
破産者　藤田　楠生
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０１１号
堺市美原区大饗58番地１　フローリッシュ美原103号
破産者　高貴　祐太
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４０９号
神戸市東灘区森北町５丁目８番11号　セントラルハイツ岡本パートⅡ　102号
破産者　田中組基礎こと　田中　秀次
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５４号
兵庫県姫路市大津区平松403番地10
破産者　三原　浩一
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２１号
山口県宇部市大字西岐波403番地１
破産者　池部　静香
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１０２号
鹿児島県奄美市笠利町大字辺留86番地　市営２号棟276号室、旧住所愛知県安城市藤井町東山75番地６　コーポＩＷＡＳＥ202
破産者　浜崎　正臣
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第３２１号
沖縄県浦添市西原５丁目18番２号　２階
破産者　喜屋武　稔
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３６７号
沖縄県糸満市字糸満644番地の１
破産者　上原　　輝
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第８０号
青森県十和田市穂並町５番37号
破産者　久保　孝明
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第１２６号
岩手県北上市和賀町横川目19地割59番地４
破産者　照井　久利
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第１４号
山形県最上郡鮭川村大字佐渡853番地
破産者　佐藤　千枝
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第３０８号
茨城県水戸市元吉田町2122番地、前住所茨城県水戸市元吉田町2311番地の８
破産者　照山　　勝
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所